

御浜町規則等で定める申請書等への押印の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、町民の負担の軽減及び利便性の向上並びに事務の効率化を図るため、町の執行機関に提出する申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、町の執行機関とは、町長（水道事業及び下水道事業の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会をいう。

（押印の義務付けの廃止）

第3条 町の執行機関に提出する書類であって、規則その他の告示等（以下「規則等」という。）により押印を求めているものについて、当該規則等の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。ただし、町長が別に定めるものについては、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。